

第 8 章 政策評価 149

1. 政策評価について 149

2. 独立行政法人について 149

第8章 政策評価

1. 政策評価について

2002 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、経済産業省政策評価基本計画を策定し、政策評価を実施している。2015 年度においては、2014 年度に策定した経済産業省政策評価基本計画に基づいて、以下の政策について評価を実施の上、評価書の公表を行った。

(1) 事前評価

- ①租税特別措置等に係る施策
- ②規制の新設又は改廃に係る施策
- ③研究開発事業

(2) 事後評価

- ①経済産業省政策評価基本計画に定める以下の 27 施策分野について 2015 年度に実施した施策

- | | | |
|----------|-------------|----------------|
| ・経済基盤 | ・国際交渉・連携 | ・新エネルギー・省エネルギー |
| ・新陳代謝 | ・海外市場開拓支援 | ・電力・ガス |
| ・イノベーション | ・貿易投資 | ・環境 |
| ・基準認証 | ・貿易管理 | ・産業保安 |
| ・経済産業統計 | ・経営革新・創業促進 | ・製品安全 |
| ・ものづくり | ・事業環境整備 | ・商取引安全 |
| ・サービス | ・経営安定・取引適正化 | ・化学物質管理 |
| ・クールジャパン | ・地域産業 | |
| ・IT | ・福島・震災復興 | |
| ・流通・物流 | ・資源・燃料 | |

- ②工業用水道事業

2. 独立行政法人について

2. 1. 所管独立行政法人に関する動き

2013年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応した法人のマネジメントを行うため、「中期目標管理法人」「国立研究開発法人」「行政執行法人」の3つの法人分類が設けられた。経済産業省所管の法人では、「国立研究開発法人」として産業技術総合研究所と新エネルギー・産業技術総合開発機構の2法人が、「行政執行法人」として製品評価技術基盤機構の1法人が指定され、それ以外の法人は「中期目標管理法人」として指定された。また、中期目標管理法人として指定された日本貿易保険は2017年度より特殊会社に移行することが決定した。

2. 2. 独立行政法人評価

独立行政法人制度では、2014 年に改正された独立行政法人通則法が 2015 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、各府省に設置された独立行政法人評価委員会が廃止され、主務大臣が業務実績に関して評価を行い、その結果を独立行政法人に通知することとなった。これにより、目標及び業績評価の一貫性、実効性を高め、主務大臣が政策責任を果たせるようになり、主務大臣の下での一貫した政策のPDCAサイクルが確立され、独立行政法人の政策実施機能が最大限発揮されることとなった。経済産業省においても、各事業年度終了後、各法人の業績と自己評価を取りまとめた報告書を基に、経

経済産業大臣が中期目標及び中期計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評価を実施している。

なお、評価にあたっては、総務大臣が定めた「独立行政法人の評価に関する指針」に基づき、以下の事項に留意して所管法人の業務実績評価を行っている。

- ・法人の実施している業務と国の政策の方向性との整合性。
- ・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上。
- ・研究開発成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営。
- ・法人の行う事務・事業の効率的かつ効果的实施。

<評価結果>

○経済産業研究所	:	A
○工業所有権情報・研修館	:	B
○日本貿易保険	:	A
○産業技術総合研究所	:	A
○製品評価技術基盤機構	:	A
○日本貿易振興機構	:	A
○新エネルギー・産業技術総合開発機構	:	A
○情報処理推進機構	:	A
○石油天然ガス・金属鉱物資源機構	:	A
○中小企業基盤整備機構	:	A

(S、A、B、C、Dの五段階評価)